

第4章 青森県における集落営農の特徴と今後の課題

弘前大学農学生命科学部 泉谷 眞実

1. 青森県における集落営農の特徴 -農水省「集落営農実態調査結果」による-

本稿では、青森県における集落営農の全体的な概況を把握し、現時点で想定される集落営農の種類と地域性の対応関係について整理し、今後の研究課題についてまとめておきたい。

第1表に示したように、青森県の集落営農数は2006年5月の123組織から2008年2月には181組織へと増加しているが、東北の各県別ではいずれの年次においても最も数が少ない。特に、2006年には福島県とほぼ同じ数であったが、2008年にかけて福島県では141組織が増加したのに対して、青森県では58組織の増加にとどまり、福島県との差も大きくなった。

第1表 東北地方の集落営農数

	2006年5月	2007年2月	2008年2月
全国	10,481	12,095	13,062
東北	1,792	2,170	2,825
青森	123	152	181
岩手	383	451	563
宮城	536	561	679
秋田	361	526	703
山形	220	246	389
福島	169	234	310

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」

第2表と第3表から、青森県の集落営農の特徴を、全国および東北地方全体との比較で整理しておきたい。

まず、第2表から、集落内の総農家に占める参加農家の割合（第2表の「構成農家数割合」）をみると、集落内の80%以上の農家が加入している集落営農数の割合は、全国と東北がおよそ4～5割なのに対して、青森県では3割を切っており、かなり低くなっている。

また、現況集積面積規模別の状況では、経営耕地面積の集積では、5ha未満の小規模な集落営農の割合が全国や東北では2割程度なのに対して青森県では5割をこえて極端に高くなっている。これに対して農作業受託面積での集積では、5ha未満の割合が全国や東北では6割なのに対して青森県では4割とかなり低く、30ha以上の受託面積がある集落営農の割合は青森県で34%と全国や東北よりもかなり高くなっている。このように、青森県では、経営耕地面積としての集積よりも農作業受託での集積が際だって高いのが特徴である。

さらに、集落内の田の面積割合別の集落営農数をみると（第2表の「田面積割合」）、全国や東北では80%以上の集落の集落営農数が7割をこえているのに対して、青森県は5

割を切っており、田面積が 50%未満の集落割合が全国や東北よりも高く、2 割をこえているのが特徴である。

第2表 青森県の集落営農の特徴① (2008年2月)

地域	集落 営農 数	組織形態		関係農業 集落数		構成農家数 割合		経営耕地面積		農作業 受託面積		田面積割合	
		法人	非法人	1集落	5集落 以上	50% 未満	80% 以上	5ha未 満	30ha 以上	5ha未 満	30ha 以上	50% 未満	80%以 上
全国	13,062	1,597	11,465	9,886	868	2,631	6,763	3,487	3,611	8,598	1,017	907	9,960
東北	2,825	244	2,581	2,123	147	662	1,205	656	1,093	1,783	403	154	2,167
青森	181	14	167	146	7	60	54	97	57	71	63	41	90
全国	100.0	12.2	87.8	75.7	6.6	20.1	51.8	26.7	27.6	65.8	7.8	6.9	76.3
東北	100.0	8.6	91.4	75.2	5.2	23.4	42.7	23.2	38.7	63.1	14.3	5.5	76.7
青森	100.0	7.7	92.3	80.7	3.9	33.1	29.8	53.6	31.5	39.2	34.8	22.7	49.7

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成20年2月1日現在）」

注：上段は実数，下段は集落営農全体に占める割合。

第3表から、青森県における集落営農の特徴を活動内容の点から見ると、集落内の営農を一括管理・運営している組織は（第3表の「営農一括管理」）、全国と東北が26%程度なのに対して青森県では7%と極めて少ない。認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施している組織も（第3表の「担い手・集落営農への農地集積あり」）東北では4割なのに対して、青森県では1割にすぎない。

担い手に関してみると、主たる従事者が「いない」割合は、東北平均では13%で全国の24%よりもかなり低いが、青森は東北平均よりもさらに低く2%程度にすぎない。また、主たる従事者が5人以上いる集落営農の割合は青森では5割をこえており、全国のみならず東北平均と比較しても労働力の保有は豊富であるといえる。

第3表 青森県の集落営農の特徴② (2008年2月)

	集落 営農 数	機械共同所有		営農一括 管理	担い手・ 集落営農 への農地 集積あり	共同作業	団地化	主たる従事者		
		共同利用	オペア 組織利用					いない	1人	5人以上
全国	13,062	6,387	5,299	3,505	3,360	5,528	8,073	3,182	2,924	3,566
東北	2,825	1,187	900	737	1,197	1,366	1,967	378	419	908
青森	181	86	67	14	23	103	113	4	51	98
全国	100.0	48.9	40.6	26.8	25.7	42.3	61.8	24.4	22.4	27.3
東北	100.0	42.0	31.9	26.1	42.4	48.4	69.6	13.4	14.8	32.1
青森	100.0	47.5	37.0	7.7	12.7	56.9	62.4	2.2	28.2	54.1

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成20年2月1日現在）」

注：上段は実数，下段は集落営農全体に占める割合。

2. 青森県における品目横断的経営安定対策への加入状況

次に、青森県における品目横断的経営安定対策への加入状況を見ていきたい。

まず、第4表には、先の「集落営農実態調査結果」から集落営農組織の加入状況を示したが、2008年2月現在の青森県の加入割合は、東北全体と比較すると若干低く、加入予定がない集落営農は青森では若干高くなっている。

次に、認定農業者と集落営農全体の加入状況について2007年産の実態（2007年8月3日公表）から見ていきたい。

第4表 品目横断的経営所得安定対策への集落営農の加入状況

	集落営農数	加入している（割合）	加入予定なし（割合）
全国	13,062	6,663 (51.0)	5,839 (44.7)
東北	2,825	1,761 (62.3)	923 (32.7)
青森	181	101 (55.8)	71 (39.2)

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成20年2月1日現在）」

第5表から青森県の加入申請経営体数は2,595経営体であり、このうち認定農業者が2,508人で97%を占め、集落営農が87組織となっている。認定農業者数と集落営農数の割合をみると、青森県では全国や東北よりも認定農業者の割合が若干高くなっている。また、加入申請経営体数に占める集落営農数の割合は3.4%と東北の半分以下となっている。

総申請経営体数に占める各品目別の申請経営体数の割合を見ると、青森県では東北平均と同様に米で申請した経営体の割合が9割をこえて高い。しかし、青森県では、大豆で申請している経営体の割合が15%と東北平均の半分程度と低く、麦で申請した経営体数の割合が19%と東北平均の3倍になっている。

また、この点について集落営農だけをみると、大豆で申請した経営体の割合は全国と東北と同じ60%水準になるが、米で申請した経営体の割合が69%と東北平均よりも14%低くなり、麦で申請した経営体の割合が29%と12%高くなっている。

第5表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況①（2007年産）

	申請経営体数				品目別申請経営体数			うち集落営農		
	合計	認定農業者	集落営農組織	うち準ずる組織	米	麦	大豆	米	麦	大豆
全国	72,431	67,045	5,386	3,690	58,873	29,150	22,024	3,785	3,193	3,371
東北	19,871	18,294	1,577	951	19,469	1,310	5,575	1,309	256	1,012
青森	2,595	2,508	87	59	2,520	500	384	60	25	58
全国	100.0	92.6	7.4	68.5	81.3	40.2	30.4	70.3	59.3	62.6
東北	100.0	92.1	7.9	60.3	98.0	6.6	28.1	83.0	16.2	64.2
青森	100.0	96.6	3.4	67.8	97.1	19.3	14.8	69.0	28.7	66.7

資料：農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」（2007年8月3日）

注. 上段は実数、下段はそれぞれの経営体数に占める割合。

次に、第6表から品目の組み合わせを見ると、青森県では東北平均と同様に米のみで申請している割合が7割近くを占めているが、「米+麦」で申請した経営体の割合は東北平均の3倍の16%となっており、逆に「米+大豆」で申請した経営体の割合が東北平均の

半分以下の10%となっている。

この点について集落営農についてみると、「大豆のみ」が22%と東北平均の2倍、「米+大豆+麦」が17%で東北平均より10%高いのに対して、「米+大豆」では25%と東北平均よりも17%低くなっている。

第7表から加入申請状況を経営面積の割合からみると、青森県は東北平均と比較した場合、田の割合が若干低く、畑の割合が12%と東北平均の2倍となっている。このうち集落営農についてみると、1経営体当たりの経営面積は56haで東北平均よりも10haほど大きく、比較的経営規模の大きな集落営農が存在するが、経営面積に占める集落営農の割合は、合計でも18%と東北のおよそ半分であり、受託地では20%と東北平均の半分以下となっている。

第6表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況②（2007年産）

	品目組み合わせ別申請経営体数					うち集落営農				
	米のみ	大豆のみ	米+麦	米+大豆	米+大豆+麦	米のみ	大豆のみ	米+麦	米+大豆	米+大豆+麦
全国	31,298	651	8,704	9,463	7,966	750	355	701	1,082	1,245
東北	13,401	285	843	4,867	358	443	204	95	672	99
青森	1,776	43	413	269	62	19	19	4	22	15
全国	43.2	0.9	12.0	13.1	11.0	13.9	6.6	13.0	20.1	23.1
東北	67.4	1.4	4.2	24.5	1.8	28.1	12.9	6.0	42.6	6.3
青森	68.4	1.7	15.9	10.4	2.4	21.8	21.8	4.6	25.3	17.2

資料：農林水産省「平成19年産品目横断的経営所得安定対策加入申請状況」（2007年8月3日）

注：上段は実数、下段はそれぞれの経営体数に占める割合。

第7表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況③（2007年産）

	経営面積 (ha)					うち集落営農 (ha)				
	計	田	畑	受託地	1経営体当経営面積	計	田	畑	受託地	1経営体当経営面積
全国	1,122,942	663,422	380,950	78,570	15.5	196,398	170,004	4,011	22,383	36.5
東北	223,115	179,279	13,775	30,061	11.2	75,878	61,199	615	14,065	48.1
青森	26,590	20,109	3,187	3,294	10.2	4,870	4,164	34	672	56.0
全国	100.0	59.1	33.9	7.0	-	17.5	25.6	1.1	28.5	-
東北	100.0	80.4	6.0	13.5	-	34.0	34.1	4.5	46.8	-
青森	100.0	75.6	12.0	12.4	-	18.3	20.7	1.1	20.4	-

資料：農林水産省「平成19年産品目横断的経営所得安定対策加入申請状況」（2007年8月3日）

注：上段は実数、下段「経営面積」は構成比、「うち集落営農」は経営面積に占める割合。

次に、作付面積について加入状況を第8表からみると、総作付面積に占める加入面積の割合は、東北平均と比較すると、水稻と麦で若干低く、それぞれ26%と80%であるが、大豆についてはほぼ東北と同じ水準の76%の加入面積割合となっている。

加入面積に占める集落営農の面積割合は、東北平均と比較するとかなり低い。すなわち、東北平均では集落営農が水稻では作付面積の35%を、麦では44%を占めているのに対し、

青森ではそれぞれ 14%である。

第8表 作付面積と加入面積，集落営農面積の関係（2007年産）

	作付面積に占める加入面積割合			加入面積に占める集落営農面積の割合		
	水稲	麦	大豆	水稲	麦	大豆
全国	26.2	94.6	79.6	24.3	26.2	36.1
東北	32.6	88.3	75.6	34.8	44.7	49.6
青森	25.9	80.9	76.2	14.4	14.0	44.4

資料：農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」
（2007年8月3日）他

3. 青森県における集落営農の類型と地域性

（1）青森県農業と転作の地域性

次に、青森県における集落営農の類型と地域性について見ていきたい。

ここでは、青森県農業の地域性を県民局の配置区分で見ると、青森県は日本海側の東青，中南，西北地域と太平洋側の三八，上北，下北地域に分けられる。

第9表には、地域別の農業産出額の構成比を示したが、日本海側の東青，西北，中南では米と果実の割合が高いのに対して、太平洋側の上北，下北，三戸では野菜と畜産の割合が高いのが特徴である。

特に後述する集落営農との関係でみると、西北では米の粗生産額の割合が48%と半分近くを占めており、米への依存度が高いのに対して、中南では果実の割合が67%を占めており、米の割合が18%と低く、果実に依存する割合が極めて高くなっている。

第9表 青森県における農業産出額の地域性(2005年)

		米	野菜	果実	畜産
青森県		21.9	21.1	25.8	25.4
日本海側	東青	35.2	14.9	33.5	13.3
	西北	48.1	17.0	25.2	5.0
	中南	17.6	9.4	66.8	2.6
太平洋側	上北	15.3	34.9	0.1	44.6
	下北	7.8	21.7	0.4	63.1
	三戸	9.1	20.9	13.8	44.8

資料：青森県「図説 農林水産業の動向」

また、第10表には地域別の生産調整の状況を示した。野菜を除いて見た場合、集落営農との関係では、東青地区で自己保全管理やそばのような粗放的な生産調整が主体であるのに対して、中南地域では大豆での転作が多く、西北地域では大豆と小麦が多い。上北地域では地力増進作物や飼料作物，そばのような粗放的な転作が多くなっている。

第10表 青森県における地域別の生産調整面積（2006年度）

	実施面積	作物作付	実績算入 (加工用米 含む)	調整 水田	自己保 全管理	大豆	飼料 作物	小麦	そば	地力 増進 作物	そ の 他	永年 作物	野菜	た ば こ
計	33,533	20,343	6,812	1,054	5,092	3,366	5,185	1,969	2,297	1,734	607	142	4,746	297
東青	3,038	1,599	190	172	1,077	52	286	43	1,076	1	14	2	123	2
中南	4,753	1,615	2,458	178	471	447	45	52	31	88	162	98	692	0
西北	8,681	6,135	1,592	235	527	2,057	596	1,625	479	362	88	11	913	4
上北	12,043	8,815	1,007	168	2,045	569	3,522	237	564	1,026	248	16	2,516	117
下北	1,252	637	263	5	347	48	454	1	56	41	15	3	19	0
三戸	3,766	1,542	1,302	296	625	190	282	11	91	216	83	12	483	174

資料：「図説 農林水産業の動向 平成19年度」（青森県）

注1：作付面積は、産地づくり対策に取り組む農業者からの営農計画書による。

（2）青森県における集落営農の地域性

第11表には、青森県の2007年12月現在の品目横断的経営安定対策に加入している集落営農の、地域配置と概要を示した。

第11表 品目横断的経営安定対策への加入集落営農数と概要（青森県，2007年12月現在）

地域・ 市町村	集 落 営 農 数	組織形態				構 成 員 人 数	経営面積(ha)				経営形態
		準 ず る 組 織	特 定 農 業 団 体	農 業 法 人	農 業 生 産 法 人		水 稻	麦	大 豆	そ の 他	
東青	12	12	0	0	0	486	295	18	43	333	水稻+その他
青森市	4	4	0	0	0	232	61	18	0	130	水稻+その他
蓬田村	1	1	0	0	0	39	42	0	0	41	水稻+その他
外ヶ浜町	7	7	0	0	0	215	192	0	43	160	水稻+その他
中南	25	14	3	8	3	2,110	787	77	309	10	水稻+大豆
弘前市	10	7	0	3	1	805	342	25	141	9	水稻+大豆
平川市	8	3	3	2	1	624	219	0	39	0	水稻+大豆
黒石市	2	1	0	1	1	381	127	51	0	0	水稻+麦
藤崎町	2	0	0	2	0	190	46	0	106	0	水稻+大豆
田舎館村	3	3	0	0	0	110	52	0	23	0	水稻+大豆
西北	34	30	0	4	0	982	230	162	1349	0	大豆
五所川原市	12	8	0	4	0	279	50	102	288	0	大豆
つがる市	8	8	0	0	0	307	132	60	744	0	大豆
鱒ヶ沢町	1	1	0	0	0	27	0	0	28	0	大豆
板柳町	7	7	0	0	0	256	7	0	139	0	大豆
鶴田町	3	3	0	0	0	103	41	0	64	0	水稻+大豆
中泊町	3	3	0	0	0	10	0	0	85	0	大豆
三八	3	0	2	1	1	264	12	0	80	9	大豆
八戸市	1	0	1	0	0	85	0	0	22	9	大豆
五戸町	2	0	1	1	1	179	12	0	58	0	大豆
上北	25	1	23	1	1	638	860	84	106	687	水稻+そば
十和田市	24	0	23	1	1	618	822	84	106	660	水稻+そば
一戸町	1	1	0	0	0	20	38	0	0	27	水稻+そば
下北	2	2	0	0	0	72	0	0	58	33	大豆+そば
東通村	2	2	0	0	0	72	0	0	58	33	大豆+そば
県計	99	57	28	14	5	4,465	2,080	325	1,867	1,073	

資料：青森県資料

県内には 99 の加入集落営農がある。構成員数は 4,465 人、経営面積は、水稲 2,080ha、麦 325ha、大豆 1,867ha、その他 1,073ha である。

地域別の集落営農数では、日本海側の稲作地帯である西北地域が 34 で最も多く、次いでリンゴ地帯である中南地域と太平洋側の畑作野菜畜産複合地域である上北にそれぞれ 25 組織がある。

構成員数が最も多いのは 2,110 人の中南であり、1 組織の平均構成員は 84 人となる。

準ずる団体が多いのは西北地域の 28 組織であるが、特定農業団体が多いのは上北で 23 組織、農業法人はリンゴ地帯の中南で 8 組織と多くなっている。

経営面積で見ると、水稲は、西北地域では水田地帯であるにもかかわらず水稲の面積は少なく、対照的に果実と野菜の割合が高い中南地域と上北地域で水稲の面積が大きい。大豆はそのほとんどが西北にあり、「その他」の品目は上北に多い。

作付品目の構成では、①水稲＋転作の地域と、②転作大豆主体の地域に大きく分けられる。

①の水稲＋転作の組織は、日本海側の東青、中南、および太平洋側の上北（そのほとんどが水田の割合が高い十和田市）であり、②の大豆主体の組織は日本海側の西北と太平洋側の三八、下北である。

（3）青森県における集落営農の類型と地域性

次に、集落営農の類型と地域性について見ていきたい。青森県の集落営農は、およそ下記の 3 つのタイプに分けられると考えられる。

第 1 に、転作受託組合から転換した集落営農であり、西北の大豆作業受託集団がある（転作組合型集落営農）。第 2 に、水稲受託組織を基礎として転作の受託も始めた組織から転換した集落営農であり、中南の水稲＋大豆の集団がある（果樹部門支援＋稲作生産組合型集落営農）。第 3 に、今回の政策をきっかけに新しく出来た集落営農であり、上北の水稲＋その他品目の組織である（地域農業維持型集落営農）。

第 2 のタイプが見られる中南地域では、リンゴの高い所得を前提として、小規模な水稲作の省力化のために水稲の受託組織が発達してきた。その組織が転作大豆の受託も行うようになり、それが集落営農に転換したものである。

例えば、中南地区・弘前市の旧相馬村地区にある「相馬村稲作生産組合」は 1999 年に設立されているが、そこではりんご栽培のために水稲部門は生産組織を作って省力化しており、その組織では旧相馬村の 2004 年産水稲作付面積 123ha のうちの 8 割を受託している⁽¹⁾。また、中南地区・藤崎町の「藤崎営農組合」では、リンゴ部門に労力を振り向けるために水稲部門を集団化・直播栽培導入等によって省力化している⁽²⁾。さらに、中南地区・黒石市の「浅瀬石水稲生産組合」も 1 戸当たり 40a 平均の水稲を省力化し、りんご栽培に労力を向けるため集落の 9 割近くの水田（転作含む）の作業を受託している⁽³⁾。

これに対して、第 1 のタイプが見られる西北地域は水稲に依存する割合が高いため、転

作の効率化のために転作のみを主体とした受託組織が形成され、これら組織が集落営農に転換している場合が多い。なお、西北地域の集落営農での水稻面積は、つがる市の海岸沿いの畑野菜地帯（メロン等）にある集落営農組織のものであり、第2のタイプに含まれる。

第3のタイプがみられるのは、上北地域の中でも水田面積の位置が大きい十和田地域である。ここでは、集落の担い手が空洞化している状況下で地域農業を維持するために、担い手を中心に組織化をはかったものである。

なお、最近の集落営農組織における新品目の導入に関しては、第12表に示したようなものがみられる。

4. 今後の課題

まず、集落営農組織の類型と地域性を整理すると、第1に転作受託組合から転換した西北の大豆作業受託組織、第2に水稻受託組織を基礎として転作も受託した組織から転換した中南の水稻＋大豆の組織、第3に今回をきっかけに新しく出来た組織で、上北の水稻＋その他品目の組織である。これらの3つの類型は地域性と対応しており、タイプごとの推進方策も地域性を踏まえることの必要性を示している。

これら集落営農の特徴としては、経営支援組織的な性格が強いという点である。ここでの課題は、これら組織の自立した経営体としての発展の可能性の検討である。具体的には、西北では水稻を除いた転作部門で、中南ではりんごを除いた水稻と転作大豆・麦の部門のそれぞれだけで経営が成立するかどうかである。ここでは第12表に示したような、新品目導入の取組とその成果の現状と課題を把握することも必要である。

第12表 集落営農における新品目への取組

組織名	地域・市町村	導入品目	導入のねらい	品目選定の理由
上小国 営農組合	東青・外ヶ浜町	ニンニク 7a	将来の専従者雇用 に向けた収益確保	地域農家に栽培経験、 JAが重点作物として推奨
農事組合法人 くらし	上北・五戸町	山ごぼう 25a 契約大豆 45a	安定経営の実現	既存の農業機械の活用、 契約栽培が可能
出来島みらい 集落営農組合	西北・つがる市	えだまめ 15a	地域の労働力の有 効活用	既存の農業機械の活用、 農作業の端境期に収穫可能
赤沼地域 営農組合	上北・十和田市	ごぼう 35a	穀物一辺倒の経営 からの脱却	年内に収穫可能、 比較的労働力がかからない

資料：青森県担い手育成総合支援協議会『あおもり集落営農通信』第3号、2007年12月25日

また、個別経営をめぐる存立条件が急激に悪化している中で、個別経営の担当部門と集落営農の担当部門をどのように将来的に考えるかを解明する必要がある。まず、西北の水

田地帯では稲作＋農外所得の混合所得で家計が成立してきた。しかし、米価の下落と生産調整の強化によって稲作所得の低下が起きているのと同時に、農村部の不況によって農外所得も急激に低下している。また、中南の果樹地帯でも、りんご価格の低迷と経営の悪化が進んでいる。そのため、個別経営と集落営農経営の関係、特に所得の帰属関係を解明することが必要であると考えられる。

注（１）農林水産省「農林水産業の先進的取組事例」（2008年8月27日）。

<http://www.jri.maff.go.jp/jirei/doc/2005/001/005.html>.

（２）青森県農林水産部「平成19年度モデル経営体の新技術取組結果」（2008年8月27日）。

http://www.applenet.jp/~kouzou/ninaiteG/ninte_syuraku/19kakusinmoderu/fujisaki.pdf.

（３）青森県農林水産部「平成19年度モデル経営体の新技術取組結果」（2008年8月27日）。

http://www.applenet.jp/~kouzou/ninaiteG/ninte_syuraku/19kakusinmoderu/aseisi.pdf.